損保ジャパン

ＯＮＥ－Ｓｔｅｐ

〔個人用自動車総合保険〕　〈平成 20 年４月発売〉

要　旨

損保ジャパンでは、平成　４月から個　自動車総合保険「ＯＮＥ－Ｓｔｅｐ」を発売している。開発にあたり　客様の声を　し、　の自動　険の複雑な商品構成・特約や商品説明資料を抜本　見直し、商品構成の簡素　各　品説明資料のビジュアル化、新たなサービスを付　るなど、お客様目線で「わかり　さ」を追求した自動車保険とした。また、代理店　ケートや社内のイントラネットなど活用し、代理店や営業部門・保険金支払部門などからの意見も商品内容に反映させた。「ＯＮＥ－Ｓｔｅｐ」の由来は、複雑化してきた自動車保険から原点回　、真にお客様に求められる自動車保険に生まれ変わって新たな一歩　踏み出す思いを込めて命名した。

特　長

①商品構成・特約を整理・統合

個人のお客様に真に必要な補償　「ラッシュアップ」

②取扱説明書一体型保険証券（一目で分かる「保険のとりせつ」）の開発

保険証券を冊子化して、補償内容を平易に説明し、さらに「もしも事故にあわれたら」「契約内容に変更があったら」　どの取扱説明書として　能を盛り込み、お客さまにとってのわかりやすさを第一　えた「保険のとりせつ」　開発した。

③「ビジュアル約款」の開発

約款の文字の拡大、補償内容　　などの改良を行い、お客様にとってわかりやすい約款に刷新した。

④「動画コンテンツ（動くパンフレット）」の開発

形の見えない保険商品について、お客さまが補償内容や契約後の留意事項を楽しく理解するための商品説明資料として、「動くパンフレット」を目指した「動画コンテンツ」を開発した。

⑤インターネットサービス「Ｓｔｅｐ倶楽　」

「ＯＮＥ－Ｓｔｅｐ」の加入者を対　、　・　ゴルフ、レジャーなど、カーライフを今まで以上に楽しむこ　できる各　待サービ　用意。

⑥個人向けＷＥＢ事故防　イト「クルマの　せん教室」

交通安全を身近に考えてもらうことができ　う、インターネットサイトを開設した。交通安全のための運転適性検査やアニメーションゲームなどのメニューをそろえ、子供からベテランドライバーまで利用が可能。

大同火災海上保険株式会社

■補償内容

１．相手への賠償

①対人賠償責任保険（自動セット）

契約の車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対し保険金額を限度に保険金を支払う。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過する部分に限る。

・臨時費用保険金

保険金額とは別枠で、事故の相手（被害者）が死亡した場合に15万円、３日以上入院した場合には３万円を臨時費用保険金として支払う。

②対物賠償責任保険（自動セット）

契約の車を運転中の事故などにより、他人の車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金額を限度に保険金を支払う。

〇対物全損時修理差額費用特約

対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合、被保険者が実際に負担した額を保険金として支払う特約。ただし、修理費と時価額の差額部分に被保険者の過失割合に応じた額または50万円のいずれか低い額を限度とする。

２．自身・人の補償

①人身傷害補償保険（自動セット）

被保険者（※１）が、契約の車または他の車（※２）に乗車中や歩行中などの、自動車事故などによって死亡したり、身体に後遺障害または傷害を被った場合に、損保ジャパンが定めた支払基準に基づいて算出した損害額を保険金として支払う。保険金額を１名ごとの支払限度額（※３）とし、損害額は賠償義務者からすでに取得した損害賠償金などを差し引いた額を支払う。

※１．被保険者は以下のとおり

① 記名被保険者、② ①の配偶者（内縁を含む）、③ ①②の同居の親族、④ ①②の別居の未婚の子、⑤ 契約の車に搭乗中の人、⑥ 契約の車の保有者、⑦ 契約の車の運転者

※２．他の車には、記名被保険者、配偶者（内縁を含む）、これらの人の同居の親族が所有または主に使用する自動車、および二輪自動車・原動機付自転車は含まれない。

※３．所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合には、保険金額の２倍（ただし、保険金額無制限の場合は無制限）を支払限度とする。

〇人身交通乗用具危険補償特約（自動セット）

電車・自転車・航空機・船舶・エレベーター等の交通乗用具の運行に起因する事故などを人身傷害事故として、人身傷害補償保険に従い保険金を支払う特約。

〇人身犯罪被害事故特約（自動セット）

人の生命または身体を害する意図をもって行われた犯罪加害行為により被保険者の生命または身体が害される事故を人身傷害事故として、人身傷害補償保険に従い保険金を支

払う特約。

〇人身被保険自動車搭乗中のみ特約

上記人身傷害補償保険の被保険者（※１）のうち①～⑤の被保険者については契約の車に搭乗中の事故に限定して補償する。

〇人身家族おもいやり特約

・介護支援保険金

人身傷害補償保険の対象となる事故で被保険者が所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要な状態と認められる場合、将来の介護料（※）を介護支援保険金として一時金で支払う。

※人身傷害補償保険の損害額算定基準に定める将来の介護料とする。

・子育て支援保険金

人身傷害補償保険の対象となる事故で、扶養者である被保険者が死亡または所定の重い後遺障害を被った場合で 19 歳未満の被扶養者がいる場合、下記に定める子育て支援保険金を一時金で支払う。

①被扶養者の年齢が６歳以下の場合…650 万円、②７歳～９歳の場合…550 万円、③10 歳～12 歳の場合…450 万円、④13 歳～15 歳の場合…350 万円、⑤16 歳～18 歳の場合…200 万円

②搭乗者傷害保険（部位・症状別定額払）

契約の車に搭乗中の人が、自動車事故により事故発生日から 180 日以内に死亡したり後遺障害を被った場合、または入院・通院した場合（事故発生日から 180 日以内の入・通院に限る）に保険金を支払う。

・死亡保険金

１名あたり保険金額の全額を支払う。

・後遺障害保険金

１名あたり後遺障害等級により保険金額の４～100％の額を支払う。

・重度後遺障害保険金

所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合には、重度後遺障害保険金として１名につき 200 万円を支払う。

・医療保険金

(1)部位・症状別入通院給付金…入院日数が５日以上の場合に、傷害を被った部位・症状に応じて損保ジャパンが定める入通院給付額基準に該当する金額

(2)治療給付金…医師の治療を開始した場合に１万円

〇部位・症状別定額払医療保険金倍額特約

搭乗者傷害保険（部位・症状別定額払）の医療保険金（部位・症状別入通院給付金・治療給付金）を倍額にして支払う特約。

③無保険車傷害特約（自動セット）

自動車事故で死亡したり、後遺障害を被った場合で、相手自動車が無保険車などで、十

アメリカンホーム・
ダイレクト

みんなのほすピタる

〔終身医療保険〕　〈平成 20 年 4 月 18 日発売〉

発売の趣旨

アメリカンホーム・ダイレクトは、平成[illegible]4 月 18 日から安心の保障を一生涯提供する医療保険として「みんな[illegible]すピタる」([illegible]医療保険）を[illegible]している。ケガ・病気の入院保障（入院時の日額）[illegible]ついて、「定[illegible]プ」「入院日額[illegible]歳から 2 倍タイプ」「入院日額 5 年後から 2 倍タイ[illegible]の 3 つ[illegible]イプから選[illegible]タイプも月払保険料は生涯一定で、中でも「入院日[illegible]0 歳から 2 倍タイプ」は、入院[illegible]スクの低い年代では保障額を抑え、入院のリスクが[illegible]り、医療費がかさみはじめる[illegible]を迎える年代で入院保障を厚くすることができる。

特　長

○ケガ・病気の入院保障は 3 つ[illegible]イプから[illegible]る

①定額タイプ

入院保険金日額が生涯[illegible]プ

・加入可能年齢：満 20 歳～満[illegible]歳

②入院日額 60 歳から 2 倍タイプ

60 歳以後（※）、入院時の日額が倍額となるタイプ。

※保障対象者が 60 歳に到達[illegible]以後最初に到来する[illegible]位の初日応当日以後に生じたケガ・病気による入院保険[illegible]額が倍額となる。

・加入可能年齢：満 20 歳～[illegible]

③入院日額 5 年後から 2 倍タイ[illegible]

保険期間の開始から 5 年経過以後（※）入院[illegible]日額が倍額となるタイプ。

※保険期間の初日から 5 年を経過[illegible]以後に生[illegible]たケガ・病気[illegible]よる入院時の日額が倍額となる。

・加入可能年齢：入院時の日額 5,000 円（Ａプラン）の場合…満 20 歳～満 70 歳
入院時の日額 6,000 円以[illegible]（Ｂ・Ｃプラン）の場合…満 20 歳～満 65 歳

○安心の保障を一生涯提供

・保険期間・保険料払込期間は終[illegible]

・1 泊 2 日からのケガ・病[illegible]の入院[illegible]

・（入院の有無にかかわらず）ケガ・病気の[illegible]に対する保障。

・20 日以上入院した後、退院した場合の退院時の一時金。

・退院後の通院保障（任意付帯）。

〇無料の 2 つの付帯サービス

①セカンドオピニオンサービス（※）（保障対象者本人のみ）

より良い医療の選択のために、日本を代表する各専門分野の名医（総合相談医）に現在の診断に対する見解や今後の治療方針等の意見を聞くことができる。総合相談医の判断により、保障対象者の病状や地理的条件を総合的に勘案し、高い専門性を有した専門医を紹介する。

②安心ダイヤル 24（※）

自身の健康・医療相談から介護・育児に関する相談まで、経験豊富な医療スタッフが 24 時間・年中無休で対応するサービス。全国一律無料で利用できる。

※上記のサービスは、[redacted]提供する。

■引受条件

・保険契約者　　個人

・保険期間　　[redacted]

・保険料払込期間　[redacted]

・加入可能年齢

①定額タイプ：満 20 歳～[redacted]

②入院日額 60 歳から 2 倍タイプ：[redacted]

③入院日額 5 年後から 2 倍タイプ（日額 5,000 円[redacted]プラン））：満 20 歳～満 70 歳

入院日額 5 年後から 2 倍タイプ（日額 6,000 円以上（Ｂ・Ｃプラン））：満 20 歳～満 65 歳

・払込方法　月払

■保障内容・保険金額

	保障内容	保険金額等
基本の保障	【ケガ・病気の入院】 ●短期入院保険[redacted] ケガ・病気で 1 泊 2 日以上入院した場合、1 入院につき 1 日目から 7 日[redacted]で短期入院保険金を支払う。 ●入院保険金 ケガ・病気で 8 日間（7 泊 8 [redacted]入院した場合、1 入院に[redacted]日から 60 日目まで入院[redacted]を支払う。 〇ケガ・病気[redacted]、短期入院金・入院保険金の合算で通算 1,00[redacted]まで保障する。 ※同じ事故でのケガによる入院・同じ病気による入院は 1 入院とみなす。ただし退院後その日を含めて 180 日を経過した翌日以後、そのケガ・病気で再入院した場合は別の入院とみなす。	●入院保障のタイプ（下記の 3 つのタイプから選択） ①定額タイプ [redacted]歳から 2 倍タイプ ③入院日額 5 年後から 2 倍タイプ [redacted]期入院保険金日額・入院保険金日額（[redacted]②・③の場合、倍額となる前の[redacted]額）[redacted]ラン・月払保険料例」のＡ・Ｂ・Ｃ各プランの設定に加え、5,000 円～10,000 円の間で選択可能（1,000 円単位。また短期入院保険金日額と入院保険金日額は同額となる）